

# 転入 手続きご案内

別府市に引越された方

自治会（町内会）に加入しましょう！！

※転入時に自治会加入届を配布します

**転入届** → GF市民課⑤～⑩窓口です

※転入手続き前に戸籍変更届をされた方はお申出ください。

## 《手続きに必要なもの》

- ・前の住所地で発行された「転出証明書」  
(マイナンバーカード・住民基本台帳カードで転出手続きをされた場合は原則発行なし)
- ・お持ちの場合は新住所がわかるもの（契約書等）
- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・お持ちの場合は「住民基本台帳カード」
- ・外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」

転入届の翌日より下記公民館で「住民票の写し」（マイナンバー・住民票コード表記は不可）と「印鑑証明書」を発行しています。

- 交付時間：AM8：30～PM5：00（休館日・メンテナンス日等除く）
- 公民館での申請ができる人：本人・同一世帯の人のみ
- 持参するもの：住民票の写し交付申請→印鑑・本人確認書類  
印鑑証明書交付申請→印鑑登録カード

中央公民館	上田の湯3番67号	TEL 22-4118
北部地区公民館	上人ヶ浜6番54号	TEL 67-8300
西部地区公民館	大字南立石2139番地の15（鶴見園町5組）	TEL 23-7330
中部地区公民館	大字北石垣1839番地の1（南須賀2組）	TEL 25-4321
南部地区公民館	浜脇1丁目8番20号	TEL 21-3401
朝日・大平山公民館	大字鶴見940番地の2（火売8組）	TEL 66-1150

必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーのわかるもの または マイナンバーカードの提示が必要となります

手続きの詳細は「各手続き窓口」でお問合せください。  
ご案内は一般的な目安です。

住み始めた日から14日以内に届出してください

※正当な理由がなく遅れた場合、過料に処せられたり給付が制限される場合があります。

●手続きの際は本人確認書類の提示が必要です

1点で本人確認できるもの ※確認書類は有効期限内のもの

- ・免許証
- ・マイナンバーカード



- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署が発行した、顔写真つきの免許証や許可証 など

本人確認に2点以上必要なもの（顔写真なし）

- ・年金手帳
- ・健康保険証
- ・介護保険証 など

※代理の方が手続きに来られた場合

- ・代理人として来られた方の本人確認を行います
- ・代理人としての手続きができるかどうか、委任状などにより確認させていただきます場合があります。

平日の電話予約による

「住民票の写し」（マイナンバー入り住民票は不可）と「印鑑証明書」交付  
夜間・土日祝祭日に市役所の宿直窓口で受取ができます  
詳しくは 市役所市民課21-1135にお問合せください。

項目	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの (下記以外が必要な場合があります)	手続き窓口（窓口番号） (GF・1Fは課を色で表示しています)
住所	印鑑登録が必要な方	印鑑登録	※受付窓口でご相談ください	GF 市民課 (あお色)
	マイナンバーカード、住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カードの継続利用（住所変更）	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	
	前住所で申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	マイナンバーカードは再申請が必要です	交付申請書 写真	⑮

※各種保険証・受給者証・認定証等は、後日郵送いたします

保険・年金	国民健康保険に加入する方	・国民健康保険の加入 ・保険証の交付（後日郵送）	←転入前から保険に加入していない方も相談してください。	GF 保険年金課 (あか色)
	→国保加入者のうち70歳から74歳までの方	保険証兼高齢受給者証の交付（後日郵送）	(お持ちであれば) 前の住所地発行の負担区分等証明書	
	→国保加入世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	保険料の軽減有無確認	(お持ちであれば) 前の住所地発行の ・特定同一世帯所属者証明書 ・旧被扶養者異動連絡票	
	→転入日よりあとに勤務先の健康保険の資格が切れた方 ※資格喪失日より14日以内に届出をしてください。	・国民健康保険の加入 ・保険証の交付 ・国民年金の加入 (20歳から60歳未満)	勤務先の健康保険の資格喪失証明書	
	→各種認定証（病院での支払が一定金額で止まる支払になる証明書）が必要な方	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証などの申請	(お急ぎの交付が必要な場合は) 前住所地の所得課税証明書	
	75歳以上の方または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療保険証の交付（後日郵送）		
	→大分県外から転入した方	負担区分の確認	(前の住所地で発行された) 負担区分等証明書	
	→各種認定証（病院での支払が一定金額までになる証明書）が新たに必要の方	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証などの申請	転入した方の認印 ※大分県内で引越した方で今まで認定証を持っていた方は申請不要	
年金を受給中の方 第1号被保険者	年金の住所変更 ※住民票コードが「未収録」の方のみ ※共済年金の方は共済組合へ ※農業者年金の方は農協へ	・年金証書 ・転入した方の認印	⑲	
高齢	65歳以上の方	介護保険の加入 (保険証は後日郵送)		1F 介護保険課 (あお色)
	前の住所地で要介護認定を受けていた方	要介護認定の相談	(前の住所地で発行された) 介護保険受給資格証明書	

項目	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの (下記以外が必要な場合があります)	手続き窓口(窓口番号) (GF・1Fは課を色で表示しています)		
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳</li> <li>療育手帳</li> <li>精神障害者保健福祉手帳など</li> <li>手帳所持者及び窓口に来られる方の認印</li> </ul>	1F	障害福祉課 (きいろ)	①
	国の福祉手当(特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当)を受けている方	手当の住所変更手続き				
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障がい者の医療費助成の相談・申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険証</li> <li>障害者手帳(身障・療育・精神)</li> <li>前住所地の所得課税証明書</li> <li>認印</li> </ul>			
	自立支援(精神通院)をお持ちの方	精神通院受給者証の住所変更手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効期限内の精神通院受給者証原本</li> <li>健康保険証</li> <li>前住所地の所得課税証明書</li> <li>認印</li> <li>マイナンバーのわかるもの</li> <li>年金を受給されている方は年金証書等</li> </ul>			
子育て	幼稚園・小学生・中学生のお子さんがいる方 (公立幼稚園の入園は園にお届けください)	・転校手続き (転入学通知書の交付)	前の学校にて発行された書類と市役所で発行された「転入学通知書」を学校へ提出してください。	5F	学校教育課 (市民課のみで終わる場合もありますが、特殊事情の場合は学校教育課でのお手続きが必要となります。)	
	0歳～中学生のお子さん	児童手当の申請 (転出予定日の翌日から起算して15日以内) ※公務員世帯の方は勤務先で申請してください	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑</li> <li>請求者の通帳</li> <li>健康保険証(請求者)</li> <li>マイナンバーのわかるもの</li> </ul>	1F	子育て支援課 (ももいろ)	②
	0歳～就学前のお子さん	子ども医療費助成の申請 (小・中学生は入院のみが助成の対象です)	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険証(子)</li> <li>印鑑</li> </ul>			
	0歳～3歳の誕生日の前日までのお子さん	おおいた子育てほっとクーポンの申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑</li> </ul>			
	保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>前住所地の市町村民税課税額証明書</li> </ul> ※受付窓口でご相談ください			
	ひとり親家庭等に該当する方	児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口でご相談ください			
	ひとり親家庭等に該当する方	ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険証(親・子)</li> <li>印鑑</li> </ul> ※前住所地の所得課税証明書が必要な場合があります。			
	特別児童扶養手当を受給していた方	特別児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口にご相談ください			
就学前のお子さん	予防接種・乳幼児健診等の相談・説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子手帳</li> </ul>	GF	健康推進課		
生後13箇月までのお子さん	乳児健診受診券の交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子手帳</li> <li>印鑑</li> <li>前住所地の乳児健康診査受診票</li> </ul>				
妊娠中の方	妊婦健康診査受診票の交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子手帳</li> <li>印鑑</li> <li>前住所地の妊婦健康診査受診票</li> </ul>				
税・料金	水道を使用する方	使用開始申込み	☎お電話で手続きできます	外局	水道局 Tel0977-23-0361	
	税・料等の口座振替を希望する方	口座振替の申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>口座番号のわかるもの</li> <li>通帳の届出印</li> </ul>	変更する口座のある金融機関 (問合先: 該当する税の担当課)		
	原付バイク・小型特殊(125cc以下)を所有している方	所有申告(軽自動車税)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナンバープレート</li> <li>印鑑</li> <li>標識交付証明書(車台番号のわかるもの)</li> </ul>	GF	市民税課 (みどり色)	③②
	軽自動車を所有している方	住所変更手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>車検証</li> <li>住民票</li> <li>印鑑</li> <li>ナンバープレートは県外転入のとき必要</li> </ul>	※軽自動車協会でご相談ください Tel097-524-0222(大分市三佐)		
	オートバイ(126cc以上)、普通車、小型二輪(251cc以上)を所有している方	住所変更手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>車検証(軽二輪は届出済証)</li> <li>住民票</li> <li>印鑑</li> <li>ナンバープレートは県外転入のとき必要</li> </ul>	※別府地区自家用車協会←有料です Tel0977-25-1284(市内若草町)		
	普通自動車一般の税金の手続き			大分県別府市税事務所 Tel0977-67-8211		
その他	犬を飼っている方	犬の登録	前の住所地で発行された <ul style="list-style-type: none"> <li>鑑札</li> <li>狂犬病予防注射済票</li> </ul>	3F	生活環境課	
	市営住宅に入居を希望する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅入居の相談 市営住宅の同居手続き	※受付窓口でご相談ください	3F	住宅管理センター	
郵便局へのご案内	転入後、郵便物が届くための手続きです	郵便局での転居手続き	<b>個人の届出</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>届出人の印鑑</li> <li>届出人と転居者の本人確認書類</li> <li>転居者の旧住所がわかるもの</li> </ul> <b>会社・団体の届出</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>届出者と会社・団体の関係のわかるもの(保険証・社員証など)</li> <li>代表者の氏名記入と代表者印</li> </ul>	※詳しくは 最寄りの郵便局にお尋ねください。		